

栃木県障害者施設等応援職員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の障害者施設等において感染症の患者が発生した場合等に、当該障害者施設等に応援職員を派遣する際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 障害者施設等 次に掲げる施設等であって、県内に開設されているものをいう。
 - ア 入所施設 障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
 - イ 日中活動系サービス事業所 短期入所事業所、療養介護事業所、生活介護事業所
 - ウ 訓練系・就労系サービス事業所 自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所
 - エ 居住支援系サービス事業所 自立生活援助事業所、共同生活援助事業所
 - オ 訪問系サービス事業所 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、重度障害者包括支援事業所
 - カ 障害児通所支援事業所 福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所
 - キ 指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所
 - ク 上記アからキに掲げるもののほか、県が職員の派遣を必要と認める障害者施設等
- (3) 協力団体 障害者施設等の開設者を構成員とする団体であって、県内の障害者施設等において感染症の患者が発生した場合における当該施設への職員の派遣のための相互協力について、県と約定をした団体をいう。
- (4) 協力施設 次条第3項の規定により、当該施設に勤務する職員が派遣職員候補者名簿に登録された施設等をいう。

(候補者名簿)

第3条 県及び協力団体は、障害者施設等（※）で感染症の患者が発生した場合、利用者が濃厚接触者となり感染が疑われる場合等（以下「障害者施設等で感染症の患者が発生した場合等」という。）に備えて、当該施設に職員を派遣するため、派遣職員候補者名簿（様式1）を作成するものとする。

（※）第2条（2）の規定に関わらず、当面の間は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所を、職員を派遣する対象施設とする。

- 2 派遣職員候補者名簿に職員を登録しようとする障害者施設等の開設者は、派遣職員候補者登録申請書（様式2）により協力団体に申請するものとする。協力団体の構成員でない開設者が登録する場合であっても、あらかじめ連絡した上で協力団体に申請するものとする。
- 3 協力団体は、前項の規定による登録の申請があった場合において、その内容が適正であると認められるときは、当該候補者を派遣職員候補者名簿に登録するとともに、派遣職員の所属する施設を協力施設として登録するものとする。

(派遣の依頼)

第4条 障害者施設等で感染症の患者が発生した場合等において、介護等を行う職員が不足すると見込まれるときは、当該施設(以下「感染症発生施設」という。)の開設者は、自らが開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。

2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足すると認めるときは、職員派遣依頼書(様式3)に必要書類を添えて、協力団体に職員の派遣を依頼することができる。

(候補者の選定)

第5条 協力団体は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が開設された地域等を考慮し、協力団体が作成した派遣職員候補者名簿に登録された者の中から、当該施設に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

(派遣の要請)

第6条 協力団体は、前条の規定により選定した候補者が勤務する協力施設の開設者に、当該候補者の派遣について職員派遣要請(協議)書(様式4)により要請するものとする。

(派遣の決定)

第7条 協力団体は、前条の規定により要請した協力施設の開設者が派遣を承諾したときは、派遣を承諾した開設者(以下「派遣施設」という。)及び感染症発生施設の開設者(以下「受入施設」という。)に対し、職員派遣決定通知書(様式5)により通知するとともに、職員派遣決定報告書(様式6)により県に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該受入施設が、市町村が指定する障害者施設等であるときは、当該市町村に対し、併せて通知するものとする。

(派遣協定の締結)

第8条 派遣施設と受入施設は、派遣協定書(様式7)の例により派遣協定を締結するものとする。

(派遣職員に係る費用)

第9条 前条に規定する派遣協定に従い派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が受入施設で業務に従事するに当たり、その住居から当該業務に従事する施設への移動に要する交通費及び宿泊を要する場合の宿泊費、休日若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に派遣業務に従事した場合の手当は、県から支払われる委託料の中から協力団体が負担するものとする。

2 派遣期間における派遣職員の給料、前項に規定する手当以外の手当、社会保険料等は、派遣施設が負担する。

3 派遣職員の募集、選定、派遣施設や受入施設との連絡調整等に係る協力団体の業務について、県と協力団体との間で委託契約を締結する。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障害福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年12月2日から施行する。